

援事業について

生活を営むことができるよう
を行います。

使っていますか
福祉の制度

■問い合わせ先

- ・せたな町役場保健福祉課福祉係 ☎(0137)84-5111
- ・瀬棚総合支所地域町民課福祉係 ☎(0137)87-3311
- ・大成総合支所地域町民課福祉係 ☎(01398)4-5511

3 実施方法

移動支援を必要とする利用者からの申請により、せたな町はその必要性等を勘案したうえでサービスの支給決定を行います。利用者は支給決定内容の範囲内でせたな町に登録された事業者と契約を行ない、事業者は要請があれば必要に応じて支援を行うというサービスです。

4 基本単価等

区分	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
0分～30分未満	2,540円	1,050円
30分～60分未満	4,020円	1,970円
60分～90分未満	5,840円	2,760円
90分～120分未満	6,670円	3,460円
120分～150分未満	7,500円	
150分～180分未満	8,330円	
以後30分毎	830円	700円

●他に、夜間・早朝加算、深夜加算が設けられています。
◇午後6時～午後10時、午前6時～午前8時 【基本単価に100分の25加算】
◇午後10時～翌朝6時 【基本単価に100分の50加算】

●「30分」を最小単位（20分以上の利用）とし、プラス20分以上の利用実績がある場合に、次の時間帯で算定します。

5 利用者負担等

区分	世帯の収入状況	利用者負担	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯 【利用者本人（児童の場合は生計中心者）の収入が80万円以下】	基本単価の1割	
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1以外		
一般	市町村民税課税世帯		

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳上の世帯とします。
- 公共交通機関もしくは福祉有償運送に係る経費は、自己負担となります。

せたな町障害者移動支援

障がい者(児)が自立した日常生活または社会生活 屋外での移動が困難な人に外出のための支援

平成22年12月1日から障害者移動支援事業が次のように変更となりました。

1 事業の目的・内容

移動支援事業を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援します。

具体的には、外出時における移動の介護や付き添いなどの手助けをします。

なお、この事業は1日の範囲内で用務を終えるものとします。

※介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援】で対応できる場合には、その利用が優先されます。また、通院、官公署での手続き等に係る移動の支援は居宅介護（通院等乗降介助、通院等介助、身体介護）で対応します。

2 対象者および支給量

対象者	区分	基本支給量
障がい者(児)であって外出時に 支援が必要と認めた者	身体障がい者	30時間/月 以内
	知的障がい者	
	精神障がい者	
	障がい児	

●身体障がい者

屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者及び全身性障がい者であって、移動支援事業の便宜を必要とする人。

* 重度訪問介護・重度障がい者等包括支援の支給決定をされた場合を除きます。

●知的障がい者

療育手帳の交付を受けた知的障がい者で、移動支援事業の便宜を必要とする人。

* 行動援護の支給決定をされた場合を除きます。

●精神障がい者

精神障がい者手帳の1・2級の交付を受けている人で、一人での外出が困難（漠然とした不安がある、妄想がある、交通や公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うのが困難など）であり、移動支援事業の便宜を必要とする人。

* 行動援護の支給決定をされた場合を除きます。

●障がい児童

屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい児及び脳性まひ等全身性障がい児及び知的障がい児で保護者が付き添うことができない場合に、移動支援事業の便宜を必要とする児童。

* 行動援護・重度訪問介護・重度障がい者等包括支援の支給決定をされた場合を除きます。